

災害時における防災力向上に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン日本興亜株式会社（以下「乙」という。）とは、山形県の防災力向上を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が平素から防災への取組について連携することで、災害発生時における山形県の防災力の向上を図り、災害から県民の生命、身体及び財産並びに県土を災害から保護することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携・協力して防災力向上に取り組むものとし、乙は、次に掲げる事項について甲から協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲でこれに応じる。

- （1）災害時におけるドローンによる情報収集及び急速充電器の利用に関すること
- （2）甲が行う防災フォーラム、防災に関する研修会等への協力に関すること
- （3）県民や企業への防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するための具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙協議の上、決定する。

（協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項の規定による要請をするときは、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により協力を実施したときは、終了後速やかに別紙2により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条の規定による協力を行うために要した費用については、乙が負担する。
2 前項の規定に依りがたい場合は、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう連絡責任者を定め、相互に通知する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

（情報管理）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、相手方の書面による事前の承諾なしに本協定の目的以外で使用してはならず、又は第三者に公表し、若しくは漏らしてはならない。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1月前までに甲又は乙から意思表示がないときは、更に、1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年5月31日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1
山形県
山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26-1
損害保険ジャパン日本興亜株式会社
執行役員 東北本部長

荒井英一